

建設工事入札参加資格者の社会保険加入の要件化について

洲本市では、建設産業における技能労働者の処遇改善に向けた取組として、平成 28 年度以降、建設工事の競争参加資格者名簿に登録できる者を、「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」(以下「社会保険」という。)に加入している者に限定しています。

◆社会保険加入状況の確認方法について

社会保険の加入状況については、経営事項審査の総合評価値通知書の「その他の審査項目(社会性等)」欄により、確認します。

1. すべての社会保険の加入の有無が、「有」又は「除外」となっている場合は、名簿登録を可とします。
2. いずれかの社会保険の加入の有無が、「無」となっている場合は、名簿登録を不可とします。

また、令和2年度以降、受注者が下請契約を締結するすべての建設工事において、社会保険未加入業者が1次下請となることを原則禁止していますので、ご注意ください。